

藤井寺市地域防災計画 概要

平成 19 年 3 月

藤井寺市地域防災計画 概要

目 次

第1編 総則	1
第2編 災害予防対策	
第1章 防災体制の整備	3
第2章 地域防災力の向上	5
第3章 災害予防対策の推進	5
第3編 自然災害応急対策	
第1章 活動体制の確立	7
第2章 情報収集伝達・警戒活動	7
第3章 消火・救助救急・医療救護	8
第4章 避難収容	8
第5章 交通対策、緊急輸送活動	9
第6章 二次災害防止・ライフライン確保	10
第7章 被災者の生活支援	11
第8章 社会環境の確保	12
附 東海地震の警戒宣言に伴う対応	13
第4編 事故等災害応急対策	14
第5編 災害復旧復興対策	
第1章 生活の安定	15
第2章 復興の基本方針	16

藤井寺市地域防災計画の概要

第1編 総則

1. 計画の目的

藤井寺市地域防災計画は、災害対策基本法第42条及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条の規定に基づき、藤井寺市の地域に係る災害予防対策、自然災害応急対策及び災害復旧復興対策等に関し、藤井寺市及び関係機関が処理すべき事務又は大綱を定め、総合的かつ計画的な防災体制を確立し、もって災害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、防災行政の強力な推進を図ることを目的とする。

2. 計画の構成

藤井寺市地域防災計画の構成は、第1編：総則、第2編：災害予防対策、第3編：自然災害応急対策、第4編：事故等災害応急対策、第5編：災害復旧復興対策として

3. 災害の想定

藤井寺市において発生が予想される災害は、自然災害（地震災害・風水害）、事故等災害である。

地震災害の内、大きな被害が予想される地震は「生駒断層帯地震」である。また、藤井寺市は、東南海・南海地震が発生した場合、震度6弱以上と想定される地域があり、著しい地震被害が生じるおそれがあるため「東南海・南海地震の防災対策推進地域」に指定されている。

4. 防災の基本方針

(1) 計画の基本理念

藤井寺市の地域特性や今後の都市としての開発動向及び阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、安全性をより一層高めるための都市基盤整備等により、災害に強いまちづくりを目指す。

＜藤井寺市の防災に取り組む基本理念＞

- ① 災害に対して、積極的な防災型のまちづくりを推進する。
- ② 行政のみでなく、市民参加を念頭に置いた「災害に強いまちづくり」を行う。
- ③ 災害発生時に迅速な対応がとれるようハード、ソフトの両面にわたる防災対策を推進する。
- ④ 市民の防災行動力の向上を図る。
- ⑤ 災害発生時に、迅速に対応できる体制づくりを推進する。

(2) 基本目標

- ① 防災型の都市整備の推進（災害に強いまちづくり）
- ② 市民と行政が一体となった防災対策の推進（災害に強い人づくり）
- ③ 災害時に即応できる組織・体制の整備を推進する（災害に強いシステムづくり）
- ④ 災害時要援護者の視点に立ったきめ細かな防災対策の推進（福祉対策の充実）
- ⑤ 消火・救助・救急体制の整備
- ⑥ 緊急物資の確保・供給
- ⑦ 避難収容
- ⑧ 医療・保健体制の整備
- ⑨ 関係機関との協力、連携

5. 防災関係機関の基本的責務と業務の大綱

市、消防組合、大阪府、大阪府警察、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力し災害に対する危機管理の向上に努める。

- ・藤井寺市 ・柏原羽曳野藤井寺消防組合 ・柏羽藤環境事業組合 ・大阪府
- ・羽曳野警察署 ・近畿地方整備局大和川河川事務所等 ・陸上自衛隊第3師団第37普通課連隊
- ・藤井寺郵便局、大阪ガス株式会社等 ・市商工会、日赤藤井寺地区奉仕団、市医師会等

6. 住民、事業者の基本的責務

(1) 住民の役割

市民一人ひとりが「自らの命は自らで守る」という自助の考えに立ち、災害に備え建物の補強、家具の転倒防止等に配慮し、食糧や日用品の備蓄、救急用品及び常備薬等の緊急持ち出し品の管理等住民自らが心がけ、被害の拡大防止に努める。

(2) 自主防災組織の役割

地域住民として「自分たちの街は、自分たちで守る」という互助（共助）の考えに立ち、災害発生時には、地域住民が協力して消火・救援活動が行えるように日頃から地域の連帯感を高め、地域の実状に即した防災体制の確立に努める。

(3) 事業者の役割

防火等に対する管理体制を強化し、各種の災害に備え計画的な防災体制の充実を図り、事業所内の従業員及び利用者などの安全を確保する。

第2編 災害予防対策

災害予防対策は、第1章：防災体制の整備 第2章：地域防災力の向上 第3章：災害予防対策の推進 の構成としている。

第1章 防災体制の整備

防災体制の整備は、1 総合的防災 2 情報収集伝達 3 消火・救助救急 4 災害時医療 5 緊急輸送 6 避難収容 7 緊急物資確保 8 ライフライン確保 9 交通確保 10 災害時要援護者支援 11 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 12 帰宅困難者対策 13 災害営農 の各体制整備について記述している。

1. 総合的防災体制

市及び関係機関は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

2. 情報収集伝達体制

市、府及び防災関係機関は、災害発生時における被害情報等を迅速に収集し、関係機関相互との連絡を円滑に行うとともに、市民への的確な広報活動ができるよう、平常時から、通信施設等の整備・点検、情報収集の伝達体制の確立に努める。

3. 消火・救助救急体制

市、府、警察署及び消防機関は、被害を最小限にとどめるため、消火・救急救助体制の整備に努める。

4. 災害時医療体制

市及び府は、災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、医療関係機関と連携しながら、災害時の医療体制を整備する。

5. 緊急輸送体制

災害発生時に救急・救助・医療・消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

6. 避難収容体制

市は、避難所、避難地、避難路の整備及び選定並びに避難誘導體制の整備を行い、災害から住民の安全確保を図るため、総合的かつ計画的な避難対策の推進を図る。

7. 緊急物資確保体制

市及び府は、災害による家屋の損壊、浸水、流失等により水、食糧、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を供給するための確保体制の整備を図る。また、市民・事業所に対しては、平素から水、食糧、生活必需品について最低限の備蓄を行うよう指導する。

8. ライフライン確保体制

ライフラインに係わる事業者（電力・ガス・電気通信等）は、災害が発生した場合に迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

9. 交通確保体制

道路及び鉄道施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制整備に努める。

10. 災害時要援護者支援体制

高齢者や障害者、乳幼児や妊産婦、日本語を十分理解できない外国人等は、災害時に自らが適切な行動をとりにくいため被害を受けやすい。

市及び関係機関は、これらの災害時要援護者の安全保護のため、施設及び地域社会の協力のもと、対象者の把握、設備等の点検・改良、施設ごとの防災計画策定と訓練の実施、指導・啓発等の施策に努める。

11. 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

市は、府が策定した「地震防災対策特別措置法」に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設等の推進を図る。

12. 帰宅困難者対策体制

大地震により交通機能等が停止した場合、速やかに帰宅できない帰宅困難者が発生することが予想される。このため、帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等について、府及び関係機関と連携を図り対策を検討する。

13. 災害営農体制

市及びその他の防災関係機関は、各種の災害から農作物の被害を未然に防止し、又は最小限に食い止めるため、技術の普及、指導体制の確立など必要な措置を講じる。

第2章 地域防災力の向上

地域防災力の向上は、1 防災意識の高揚 2 自主防災体制 3 ボランティアの活動環境 について記述している。

1. 防災意識の高揚

市、府をはじめ防災関係機関は、相互に緊密な連絡を保ち、単独又は共同して、住民の防災意識の高揚に努めるとともに、合わせて防災意識の向上に努める。また、これらの実施にあたっては、自主防災組織等と連携して災害時に配慮した支援体制の整備に努める。

2. 自主防災体制

市、府及び消防機関は、地域の住民及び事業所による自主的な防災活動が災害発生直後の初期消火、人命救助、被害の拡大の防止に果たす役割の重要性を踏まえ、地域における自主防災体制の整備に努める。

3. ボランティアの活動環境

市、府、日本赤十字社大阪支部、大阪府社会福祉協議会、市社会福祉協議会その他ボランティア活動機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携して、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できる環境整備を図る。

第3章 災害予防対策の推進

災害予防対策の推進は、1 都市の防災機能の強化 2 地震災害予防対策 3 水害予防対策 4 危険物等災害予防対策 5 火災予防対策 6 文化財の災害予防対策 について記述している。

1. 都市の防災機能の強化

市、府及び防災関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構築物等の施設の耐震対策などにより、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努める。

都市の防災機能強化にあたっては、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用し連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際「災害に強い都市づくりガイドライン」を活用する。

2. 地震災害予防対策

市、府をはじめ防災関係機関は、所管施設について、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、点検整備を強化し、耐震・耐火性を保つよう配慮する。

特に、災害時には防災拠点、避難所、救護所等として活用する市の施設、消防署、学校、病院等の公共建築物について、耐震化を推進する。

また、民間の建築物についても、その重要度に応じて防災対策の周知徹底を図り、耐震、耐火構造の普及に努める。

3. 水害予防対策

市、府及び関係機関は、大雨、台風時における洪水のみならず、地震時における河川施設、ため池施設の堤防の決壊（破堤）等により発生する洪水など、水害全般の被害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

4. 危険物等災害予防対策

消防機関は、消防法はじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

5. 火災予防策

市及び消防機関は、火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努め、建築物等における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

6. 文化財の災害予防対策

市内には、国宝を所蔵する葛井寺、道明寺天満宮、道明寺をはじめとして、古社や古墳が散在している。特に埋蔵文化財は、2件の国指定史跡をはじめ、文化財包蔵地が市域の65%に達している。

史跡を除く国、府指定の文化財は、道明寺天満宮、道明寺を含め4箇所に保管されているが防災対策は十分でない。市及び府は、これら豊富で市民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚及び防災施設の整備等を図る。

第3編 自然災害応急対策

自然災害応急対策は、第1章：活動体制の確立 第2章：情報収集伝達・警戒活動 第3章：消火・救助救急・医療救護 第4章：避難収容 第5章：交通対策、緊急輸送活動 第6章：二次災害防止、ライフライン確保 第7章：被災者の生活支援 第8章：社会環境の確保 付：東海地震の警戒宣言に伴う対応 より構成している。

第1章 活動体制の確立

活動体制の確立は、1 組織動員計画 2 自衛隊の災害派遣 3 広域応援等の要請・受け入れについて記述している。

1. 組織動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を適切かつ強力に実施するため、法令及び大阪府地域防災計画並びに各関係機関の防災に関する計画の定めるところにより、その防災に関する組織、体制及び職員の動員方法等について、あらかじめ整理し防災活動の推進を図る。

(1) 風水害発生時における職員の配備基準

・事前配備 ・警戒配備 ・初動配備 ・災害対策配備 ・全職員配備

(2) 地震発生時における職員の配備基準

・警戒配備 ・初動配備 ・災害対策配備 ・全職員配備

2. 自衛隊の災害派遣

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市民の生命及び財産の保護のため、市長が自衛隊の災害派遣を要すると判断したときは、災害対策基本法 68 条の 2 の規定に基づき大阪府知事に対し自衛隊の災害派遣要請の要求を行う。

3. 広域応援等の要請・受け入れ

災害に際して藤井寺市のみでは対応が十分できないときには、災害対策基本法等の関係法令及び相互応援協定に基づき他の市町村等に対して、人材や資機材等の協力を要請するとともに、災害が発生した市町村等に応援協力を行う相互応援協定等を定める。

第2章 情報収集伝達・警戒活動

情報収集伝達・警戒活動は、1 警戒期の情報伝達 2 警戒活動 3 発災直後の情報伝達 4 災害広報 について記述している。

1. 警戒期の情報伝達

気象予警報等その他災害に関する情報等を、各防災関係機関の有機的な連携のもと、迅速かつ確実に収集伝達して、その周知を図り的確な応急対策の実施に資する。

- ・気象、地象、水象の注意報、警報 ・気象情報
- ・大和川洪水予報 ・石川洪水予報 ・大和川水防警報 ・石川水防警報

2. 警戒活動

市、府及び防災関係機関は、災害の発生に備え警戒活動を行う。

3. 発災直後の情報伝達

市、府をはじめ防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに被害状況及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

4. 災害広報

災害の発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、防災に関する諸対策、気象及び災害情報の周知徹底を図り、民心の安定と速やかな復旧作業の推進に資するため、市民に対し、迅速かつ適切な広報及び公聴活動を行う。

第3章 消火・救助救急・医療救護

消火・救助救急・医療救護は、1 消火・救助救急活動 2 医療救護活動 について記述している。

1. 消火・救助救急活動

被災状況の早期発見に努め、部隊配備を確立するとともに、府、警察署、自衛隊等の関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確な消火・救助救急活動を実施する。

2. 医療救護活動

災害のため医療機関等が被害を受け、その機能が停止し、著しく不足又は混乱したため、被災地の住民が医療（助産を含む）の途をなくした場合に、応急的な医療救護活動を実施する。

第4章 避難収容

避難収容は、1 避難誘導 2 避難所の開設・運営 3 災害時要援護者への支援 について記述している。

1. 避難誘導

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、危険区域内にある市民に対して避難のための立退きの勧告・指示等を行い、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図る。

- ・避難のための立退き勧告・指導等
- ・一時避難地（地震時）
- ・指定避難場所（風水害、地震時）
- ・広域避難地（地震時）
- ・二次避難施設（風水害、地震時）
- ・警戒区域の設定

2. 避難所の開設・運営

- ・避難所の開設
- ・避難所収容状況の把握
- ・避難所の管理・運営

3. 災害時要援護者への支援

市及び府は、高齢者、障害者等への災害時要援護者を重点に被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

- ・災害時要援護者の把握
- ・被災者への支援活動
- ・広域支援体制の確立
- ・浸水想定区域内の高齢者、障害者施設等

第5章 交通対策、緊急輸送活動

交通対策、緊急輸送活動は、1 交通規制・緊急輸送活動 2 交通の維持復旧 について記述している。

1. 交通対策・緊急輸送活動

災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、警察署及び道路管理者は相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、交通の混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両の通行を確保するために、交通規制を実施する。また、緊急輸送活動災害時における被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、関係機関の保有する車両、航空機等を動員するとともに、運送関係業者の保有する車両等を調達するなど、緊急輸送体制を確保する。

2. 交通の維持復旧

道路管理者及び鉄道管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずる。

また、市及び関係機関は、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、建物等に侵入した土砂、竹木等の障害物を除去するとともに、応急活動を実施するための

人員、資機材の輸送が円滑に行えるよう道路、河川等における障害物を除去する。

第6章 二次災害防止・ライフライン確保

二次災害防止・ライフライン確保は、1 公共施設応急対策 2 ライフラインの確保
3 農業関係応急対策 について記述している。

1. 公共施設応急対策

(1) 公共土木施設

市、府及び施設管理者は、河川施設、ため池等農業施設、橋梁等道路施設などの被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ応急措置を行う。

(2) 公共建築物等

公共建築物の管理者等は、被害状況の早期把握、被害建物・敷地に対する点検を速やかに行い、必要に応じ応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物・敷地への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

(3) 民間建築物等

市は、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により、建築物及び宅地の所有者等に危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

(4) 危険物等

危険物施設の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合には、速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

2. ライフラインの確保

(1) 上水道

市は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保するものとし、なお十分な対応ができない場合は、府、近隣市町村、水道関係業者、自衛隊等に応援を要請する。

(2) 下水道

市は、保有する資機材等で応急復旧を実施するが、必要に応じて府及び関係業者等に応援要請を行い、応急復旧に際しての人材、資機材調達の協力を得る。

(3) 電力

関西電力株式会社は、災害によって機能が停止又は低下した電力供給施設の早期復旧のため、非常災害対策支部等の対策組織を設置し、被害復旧等の応急対策を実施する。

(4) ガス

ガス供給事業者は、地震により、ガス漏れによる二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

(5) 電気通信

電気通信事業者は、災害に際し、①応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置②通信の疎通が著しく困難となり重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置③非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先的な取り扱い等を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

3. 農業関係応急対策

市及び府は、関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行うとともに、被害が広範囲にわたる場合は、関係機関と連絡をとり、被災地全体の総合調整の上応急対策を実施する。

第7章 被災者の生活支援

被災者の生活支援は、1 災害救助法の適用 2 緊急物資の供給 3 住宅の応急確保 4 応急教育 5 自発的支援の受け入れについて記述している。

1. 災害救助法の適用

藤井寺市に一定規模以上の災害が発生し、被災者が応急的な救助を必要としている場合、府知事は、災害救助法を適用し、人命の保護及び食糧その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病に悩む被災者に対して応急的又は一時的救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

2. 緊急物資の供給

市、府をはじめ防災関係機関は、食糧等の不足により被災者の日常生活に支障をきたさず場合、迅速かつ円滑に食糧供給を実施する。

○応急給水 ○食糧等供給計画 ○衣料・生活必需品・その他物資供給計画

3. 住宅の応急確保

市及び府は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講ずる。応急仮設住宅等への入居の際には高齢者、障害者を優先する。

4. 応急教育

市及び府は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合、児童生徒の保護及び教育施設の保全の措置を講ずるとともに、災害による教育施設の被害及び児童生徒の被災により通常の教育ができない場合、教育施設の応急復旧及び児童生徒に対する応急教育を実施する。

5. 自発的支援の受け入れ

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

(1) ボランティアの受け入れ

市、府、日本赤十字大阪府支部、大阪社会福祉協議会、市社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関は相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

(2) 義援金品の受付・配分

市及び府などに寄託された被災者あての義援金品の受付は関係機関で行い、配分は協議して決める。

第8章 社会環境の確保

社会環境の確保は、1 保健衛生活動 2 廃棄物の処理 3 遺体の処理、火葬等 4 社会秩序の安定 5 文化財について記述している。

1. 保健衛生活動

市及び府は、被災地域における感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し必要な措置を講ずる。

2. 廃棄物の処理

市及び府は、し尿、ごみ及びびがれきについて、被災地域の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適切な処理を行う。

3. 遺体の処理、火葬等

市及び警察署は、遺体の処理、火葬等について必要な措置をとる。

4. 社会秩序の安定

市、府をはじめ防災関係機関は、被災地域における社会的な混乱や心理的動揺を防止し、社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

5. 文化財

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を、藤井寺市教育委員会を經由して大阪府教育委員会に報告する。

附 東海地震の警戒宣言に伴う対応

東海地震の警戒宣言に伴う対応は、1. 総則 2. 東海地震注意情報発表時の措置

3. 警戒宣言が発せられた時の対応措置について記載している。

1. 総則

(1) 目的

内閣総理大臣は、東海地震にかかる地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

本市を含む大阪府は、東海地震に係る地震防災対策地域に指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産等の安全を図る。

(2) 基本方針

- ① 本市は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言発令中においても都市機能は平常どおり確保する。
- ② 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから、警戒宣言が発せられるまでの間についても必要な措置をとる。

- ③ 東海地震と東南海・南海地震が同時、又は連続して発生するおそれがあることから、警戒宣言が発せられた後も状況に応じて必要な措置をとる。
- ④ 災害予防対策及び応急対策は、本防災計画に定める「第2編 災害予防対策」「第3編 自然災害応急対策」で対処する。

2. 東海地震注意情報発表時の措置

市及び防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言の発せられることに備えて速やかな対応ができるよう準備する。

3. 警戒宣言が発せられた時の対応措置

市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合において、社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずるべき事前の対策を進める。

(1) 東海地震予知情報等の伝達

市及び府は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に住民・事業所に伝達する。

(2) 警戒態勢の確立

市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

但し、東海地震と東南海・南海地震が同時、又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続する。

第4編 事故等災害応急対策

事故等災害応急対策は 1 鉄道災害応急対策 2 道路災害応急対策 3 危険物等災害応急対策 4 大規模市街地火災応急対策 より構成している。

1. 鉄道災害応急対策

鉄道事業者、市、府及び防災関係者は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、相互に連携して迅速かつ的確な応急対策を実施する。

2. 道路災害応急対策

道路管理者、市、府及び防災関係者は、道路構造物の被災に伴う大規模事故、又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、相互に連携して迅速かつ的確な応急対策を実施する。

3. 危険物等災害応急対策

市、消防機関及び防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

4. 大規模市街地火災応急対策

市街地において大規模な火災が発生した場合には、市、消防機関、府、警察署及び自衛隊は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動を実施する。

第5編 災害復旧復興対策

災害復旧復興対策は、第1章：生活の安定 第2章：復興の基本方針 の構成としている

第1章 生活の安定

1. 復旧事業の推進

被災した公共施設の復旧は、単なる原形復旧にとどまらず、再度の被害の発生を防止するため、市、府をはじめ防災関係機関は、応急復旧終了後、被害の程度等を十分に検討して必要な施設の新設、又は改良を積極的に実施するとともに、関連事業との調整を図り、災害復旧の効果が十分発揮できるよう考慮する。

2. 被災者の生活確保

市及び府は、災害により被災した市民が、その痛手から再起更正するよう金融措置、流通機関の回復、市民災害応急仮設住宅から恒久・良質な住宅に切り替えを図るとともに、雇用機会の確保及び失業給付等を実施し、被災者の生活の安定を図る。

3. 中小企業等の復興支援

被災地の経済復興を担う中小企業に対し、その自立的復興を支援するために、必要な各種財政援助・助成措置を講じるとともに、その内容に関する広報を積極的に行う。さらに各種制度の適用についての相談窓口等を設け、個々の事情に即した弾力性のある対応に努める。

第2章 復興の基本方針

被災地における災害からの復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

1. 基本方針の決定

市及び府は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国及び関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれかによるか検討を行う。

2. 原状回復

原状復旧を基本とする場合は、再度の災害に備え可能な限りの方法で復旧を行う。

3. 復興計画の作成

大規模災害により市域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた場合、被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要する複雑かつ高度な大規模事業となる。このため、市及び府は、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。